

2019年12月12日

令和2年度税制改正に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会
会長 内藤忠顕

本日取りまとめられました令和2年度与党税制改正大綱におきまして、来年3月末をもって適用期限を迎える「外航船舶の圧縮記帳（特定事業用資産の買換特例）」および「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」については、ほぼ要望通り、延長が認められました。

こうした結論をいただきましたことは、国会議員の諸先生方の海運業界に対する深いご理解と国土交通省ご当局の多大なるご尽力の賜物であり、心より御礼申し上げます。

今後も外航海運は国際競争力の維持を図りながら、わが国の安定的な国際海上輸送の確保に貢献すべく、より一層努力してまいります。

来年度の税制改正においては、「外航船舶の特別償却制度」および「国際船舶に係る固定資産税の特例措置」の延長が要望時期を迎えることとなりますので、引き続き関係の皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上